

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 2 月 2 0 日（令和 7 年（行情）諮問第 2 5 1 号ないし同第 2 5 7 号）

答申日：令和 8 年 7 月 3 日（令和 8 年度（行情）答申第 3 1 3 号ないし同第 3 1 9 号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 2 に掲げる 7 文書（以下、順に「本件対象文書 1」ないし「本件対象文書 7」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。） 3 条の規定に基づく各開示請求に対し、平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日付け防官文第 2 0 1 3 8 号ないし同第 2 0 1 4 4 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分 1」ないし「原処分 7」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 諮問第251号（原処分1関係）

原処分1に係る開示請求は、別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる20文書を特定し、平成25年6月24日付け防官文第8760号により、法5条3号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分1」という。）を行った。

先行処分1を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分1において開示した文書に加え本件対象文書1を特定し、本件対象文書1は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20138号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分1）を行った。

諮問第251号の前提となる審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

(2) 諮問第252号（原処分2関係）

原処分2に係る開示請求は、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる30文書を特定し、平成25年6月28日付け防官文第9173号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分2」という。）を行った。

先行処分2を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分2において開示した文書に加え本件対象文書2を特定し、本件対象文書2は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20139号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第252号の前提となる審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

(3) 諮問第253号（原処分3関係）

原処分3に係る開示請求は、別紙の1（3）に掲げる文書（以下「本件請求文書3」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる29文書を特定し、平成25年9月4日付け防官文第12075号により、法5条3号に該当する部分、ア

フリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分３」という。）を行った。

先行処分３を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分３において開示した文書に加え本件対象文書３を特定し、本件対象文書３は法５条３号に該当するため、平成３０年１２月２７日付け防官文第２０１４０号により、法９条２項の規定に基づく不開示決定処分（原処分３）を行った。

諮問第２５３号の前提となる審査請求は、原処分３に対して提起されたものである。

（４）諮問第２５４号（原処分４関係）

原処分４に係る開示請求は、別紙の１（４）に掲げる文書（以下「本件請求文書４」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる２８文書を特定し、平成２５年９月４日付け防官文第１２０７６号により、法５条３号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分４」という。）を行った。

先行処分４を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分４において開示した文書に加え本件対象文書４を特定し、本件対象文書４は法５条３号に該当するため、平成３０年１２月２７日付け防官文第２０１４１号により、法９条２項の規定に基づく不開示決定処分（原処分４）を行った。

諮問第２５４号の前提となる審査請求は、原処分４に対して提起されたものである。

（５）諮問第２５５号（原処分５関係）

原処分５に係る開示請求は、別紙の１（５）に掲げる文書（以下「本件請求文書５」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる４１文書を特定し、平成２５年９月２７日付け防官文第１３１２１号により、法５条３号に該当する部分及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分５」という。）を行った。

先行処分５を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分５において開示した文書に加え本件対象文書５を特定し、本件対象文書５は法５条３号に該当するため、平成３０年１２月２７日付け防官文第２０１４２号により、法９条２項の規定に基づく不開示決定処分（原処分５）を行った。

諮問第２５５号の前提となる審査請求は、原処分５に対して提起されたものである。

（６）諮問第２５６号（原処分６関係）

原処分6に係る開示請求は、別紙の1（6）に掲げる文書（以下「本件請求文書6」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる38文書を特定し、平成25年11月1日付け防官文第14525号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分6」という。）を行った。

先行処分6を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分6において開示した文書に加え本件対象文書6を特定し、本件対象文書6は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20143号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分6）を行った。

諮問第256号の前提となる審査請求は、原処分6に対して提起されたものである。

（7）諮問第257号（原処分7関係）

原処分7に係る開示請求は、別紙の1（7）に掲げる文書（以下「本件請求文書7」といい、本件請求文書1ないし本件請求文書6と併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる31文書を特定し、平成25年11月29日付け防官文第15730号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分7」という。）を行った。

先行処分7を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分7において開示した文書に加え本件対象文書7を特定し、本件対象文書7は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20144号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分7）を行った。

諮問第257号の前提となる審査請求は、原処分7に対して提起されたものである。

（8）諮問第251号ないし同第257号

なお、原処分に対する審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について（諮問第251号ないし同第257号）

本件対象文書の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・

自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について（諮問第251号ないし同第257号）

審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、その全てが同条3号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| ① 令和7年2月20日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第251号ないし同第257号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年3月6日 | 審議（同上） |
| ④ 令和8年6月26日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議（同上） |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書の全部を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の2のとおり説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、本件対象文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集・分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害さ

れるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

3 付言

本件は、各審査請求から諮問までにいずれも約6年1か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第251号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年4月分)及び当該記事一覧。＊開示対象文書は2011. 5. 2一本本B163と同じ。

(2) 本件請求文書2 (諮問第252号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年4月分)及び当該記事一覧。

(3) 本件請求文書3 (諮問第253号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年5月分)及び当該記事一覧。

(4) 本件請求文書4 (諮問第254号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年6月分)及び当該記事一覧。

(5) 本件請求文書5 (諮問第255号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年7月分)及び当該記事一覧。

(6) 本件請求文書6 (諮問第256号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年8月分)及び当該記事一覧。

(7) 本件請求文書7 (諮問第257号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2013年9月分)及び当該記事一覧。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1 (諮問第251号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年4月分)に係る行政文書のうち、先行処分1により開示決定した以外の文書

(2) 本件対象文書2 (諮問第252号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１３年４月分）に係る行政文書のうち、先行処分２により開示決定した以外の文書

（３）本件対象文書３（諮問第２５３号）

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１３年５月分）に係る行政文書のうち、先行処分３により開示決定した以外の文書

（４）本件対象文書４（諮問第２５４号）

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１３年６月分）に係る行政文書のうち、先行処分４により開示決定した以外の文書

（５）本件対象文書５（諮問第２５５号）

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１３年７月分）に係る行政文書のうち、先行処分５により開示決定した以外の文書

（６）本件対象文書６（諮問第２５６号）

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１３年８月分）に係る行政文書のうち、先行処分６により開示決定した以外の文書

（７）本件対象文書７（諮問第２５７号）

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料（２０１３年９月分）に係る行政文書のうち、先行処分７により開示決定した以外の文書